

保育所等入所児童への虐待に係る対応

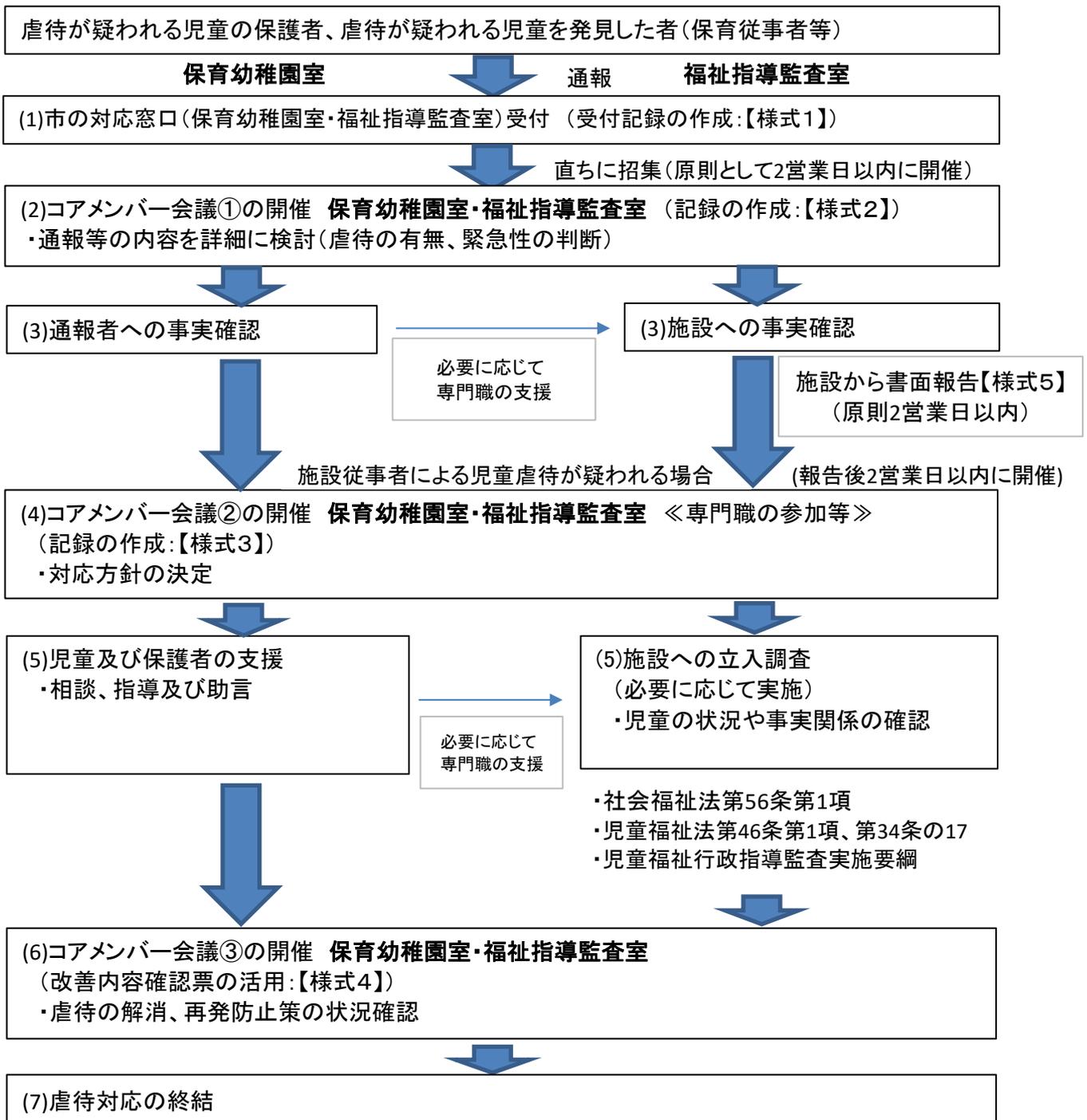
(原則)

保育所等での施設職員等による虐待については、児童福祉施設設備運営基準に「虐待等の禁止」が規定されており、発生等が疑われる場合等は施設設置者の責任において事実確認を行い適切な対応を取ることが原則である。

(情報連携スキームの目的)

上記原則を踏まえつつ、市は保育所等の設置認可・指導監督を行う立場として、虐待の解消及び再発防止策の確認のため下記のとおり、担当室課の分担を決め、情報を適宜共有するなど連携して対応するものとする。

☆ 施設従事者による児童虐待が発生した場合の対応



※ 通報等で状況が十分つかめている場合は、(2)及び(3)を割愛し、(4)のコアメンバー会議を開催することができるものとする。